


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市身体障害者福祉法等の施行に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童福祉法施行令の改正に伴い、平成26年4月から、幼児教育の負担軽減として保育園や幼稚園で行われている多子世帯への負担軽減措置を、障害児通所支援にも適用することになった。</p> <p>障害児通所支援を利用している児童の兄・妹が保育園、幼稚園、認定こども園等に通っている場合、障害児通所支援を利用している児童が第2子なら負担費用の割合を本来の10%から5%に軽減、第3子であれば0円となる。</p> <p>このことに伴い、児童福祉法に基づき措置を行う場合の障害児通所支援にも多子世帯への負担軽減措置を加える必要があるため、所要の改正を行うものである。</p> <p><主な改正点></p> <p>別表第4備考欄に7として、障害児通所支援の多子軽減措置に係る文言を加える。</p> <p><影響及び効果></p> <p>児童福祉法に基づき障害児通所支援の措置を行っている者がいないため、本改正による実質的な影響はない。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。